

上越市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会が他の団体と共催する事業及び他の団体が行う事業の後援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共催」とは、教育委員会が他の団体と共同して事業の推進に当たることをいう。

2 この要綱において「後援」とは、他の団体が事業を主催する際に、教育委員会がその趣旨に賛同し、当該事業の実施に当たり支援することをいう。

3 この要綱において「反社会的な行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 法外な価格での商品販売その他不当に高額な金銭を受け取る行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (3) その他社会通念を逸脱する行為であると認められるもの

(対象事業)

第3条 共催又は後援の対象となる事業は、事業の目的及び内容が、明確に市民の福祉、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性を有し、公開されるもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 宗教上の組織若しくは団体が行う行事又は政治のための活動でないもの
- (4) 規模又は対象が、特定地域又は特定人に限定されることがなく、広範囲にわたるもの
- (5) 教育委員会の施策に反しないもの

(対象者)

第4条 共催又は後援を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校等の教育機関
- (3) 福祉、教育、文化、スポーツ等を主として行う団体
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人
- (5) 新聞、テレビ等の報道機関
- (6) その他教育委員会が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる団体の活動が次の各号のいずれかに該当す

るときは、対象者としなない。

(1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与しているとき。

(2) 反社会的な行為を行う団体又はその関連団体が関与しているとき。

(共催又は後援の承認)

第5条 共催又は後援を受けようとする団体は、共催・後援申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、後援（共催）・承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条第2項の規定により共催又は後援の承認を得た団体（以下「事業者」という。）は、当該承認を得た事業（以下「承認事業」という。）の内容等を変更しようとするとき又は承認事業を中止しようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(承認事業の報告)

第7条 事業者は、承認事業が完了したときは、速やかに承認事業の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(共催又は後援の承認の取消し)

第8条 教育委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の承認を取り消すものとする。

(1) 第3条及び第4条に規定する要件を具備しなくなったとき。

(2) 承認事業の運営に、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与していることが判明したとき。

(3) 承認事業の運営に、反社会的な行為を行う団体又はその関連団体が関与していることが判明したとき。

(4) 不適当な行為があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人は、第4条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月21日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年11月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

共催
申請書
後援

年 月 日

（宛先）上越市教育委員会

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

次の事業について、
共催
後援
を申請します。

事業名	
目的又は趣旨	
実施日時	
実施場所	
参加対象（予定人数）	（ 人）
他の共催者又は後援者	
事業内容	
入場料の有無及び金額	有（金額 ）・無
添付書類	企画書・事業計画書・予算書・その他（ ）
その他	

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除等のための誓約）

- (1) 共催又は後援を受けた事業の運営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を関与させることはありません。
- (2) 共催又は後援を受けた事業の運営に反社会的な行為を行う団体又はその関連団体に関与させることはありません。
- (3) 上記(1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、又は共催若しくは後援の承認を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第5条関係）

共催 承認
後援 却下
通知書

第 号
年 月 日

様

上越市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった共催 後援 について、次のとおり承認し
たので通知します。理由により申請を却下

承認	事業名	
	承認条件	
却下	理由	

※承認事業が完了したときは、速やかに承認事業の結果を報告してください。